

ロシア連邦政府決定  
2022年3月14日付第362号  
モスクワ

ロシア連邦からの穀物の暫定的禁止措置の導入について

2014年5月29日付ユーラシア経済連合についての条約第29条および第47条、同条約附属書No. 7、連邦法「対外経済活動国家規制の基本について」第21条第2項第1号にしたがい、食糧安全保障のため、ロシア連邦政府は、以下を**決定する**：

1. 2022年3月15日から8月31日（同日を含む）まで、小麦およびメスリン（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類1001類）、ライ麦（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類1002類）、大麦（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類1003類）ならびにトウモロコシ（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類1005類）（以下、「穀物」）のロシア連邦からの搬出の暫定的禁止。

2. 本決定第1項に記載の暫定的禁止は以下には適用されない：

a) ロシア連邦の決定に基づいて外国国家に対する国際的人道支援のためにロシア連邦領内から搬出される穀物；

b) ロシア連邦領外で始まり、終わる国際トランジット輸送の枠内でロシア連邦領内から搬出される穀物、および、ならびにロシア連邦領内の複数の部分の間を外国国家領土を経由して移動する穀物；

c) 糧食としてロシア連邦領内から搬出される穀物；

d) 外国国家領土内に所在するロシア連邦軍隊の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される穀物；

e) バイコヌール市（カザフスタン共和国）および「バイコヌール」施設敷地内に所在するロシア連邦機関の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される穀物；

f) スピッツベルゲン群島所在のロシア連邦機関の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される穀物；

g) ロシア連邦領内から穀物を搬出することを認める通関手続きにしたがって2022年3月15日までに送出された、ロシア連邦領内から搬出される穀物、ただし、税関申告が、ユーラシア経済連合関税法典第115条、第116条に定める特異事項、またはユーラシア経済連合関税法典第104条第8項にしたがいユーラシア経済連合加盟国の関税規制に関する法規が定める特異事項を踏まえて実施された穀物を除く；

h) アブハジア共和国、南オセチア共和国、ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国向けにロシア連邦領内から搬出される穀物；

i) ロシア連邦領内を経由して第三国へ向かうトランジット国際航空輸送を実施する際の穀物で、

以下の場合：

航空機が、穀物を荷下ろしすることなくロシア連邦の国際空港に途中着陸し、途中着陸後ロシア連邦領外へ向かう；

航空機が、ロシア連邦の国際空港に途中着陸し、穀物の、ロシア連邦領外へ向かう他の航空機への積み替えを1度行う（それらを保税運送に関わる手続きに付さない）、ただし穀物が税関管理下にあり、ロシア連邦国境検問所を離れないことを条件とする；

j) 2021年12月31日付ロシア連邦政府決定第2595号「小麦およびメスリン、大麦、ライ麦ならびにトウモロコシのロシア連邦領外へのユーラシア経済連合加盟国ではない国家向けの搬出に対する規制措置について」第7項にしたがってロシア連邦産業商務省が発行した単発の輸出ライセンスに基づきロシア連邦領内から搬出される穀物；

k) 国際輸送を行う船舶、航空機の乗客および乗員、または列車の乗客および列車乗員、自動車輸送手段の運転手による使用のため、ならびにロシア連邦が排他的管轄権を有する船舶、水上施設および設備の活動を保障するために、ロシア連邦領内から搬出される穀物；

l) 連合国家の枠内でベラルーシ共和国向けにロシア連邦領内から搬出される穀物。

3. ロシア連邦税関、ロシア連邦動植物検疫局、ロシア連邦保安庁国境警備局、ロシア連邦内務省、ロシア連邦国家親衛隊は、その権限の範囲において、本決定第1、2項の規定の履行が監督されるよう保障する。

4. ロシア連邦経済発展省は、所定の手順により、ユーラシア経済委員会に暫定的禁止の導入について通知する。

5. 本決定は2022年3月15日に発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン